

## 議 案 目 次

(議案番号)	(案 件)	(頁)
議案第 67 号	令和 3 年度盛岡市一般会計補正予算 (第 2 号) ……………	1
議案第 68 号	専決処分につき承認を求めることについて……………	4
議案第 69 号	専決処分につき承認を求めることについて……………	10



議案第 67 号

令和 3 年度盛岡市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 3 年度盛岡市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,164,191千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 120,494,763千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 4 月 23 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
16	国庫支出金	22,063,061	1,064,553	23,127,614
	2 国庫補助金	4,757,359	1,064,553	5,821,912
20	繰入金	2,012,821	99,638	2,112,459
	2 基金繰入金	1,930,555	99,638	2,030,193
	歳入合計	119,330,572	1,164,191	120,494,763

# 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	13,137,525	10,978	13,148,503
	1 総務管理費	11,075,835	10,978	11,086,813
3	民生費	49,007,044	596,214	49,603,258
	1 社会福祉費	19,190,460	196,818	19,387,278
	2 児童福祉費	22,064,915	399,396	22,464,311
7	商工費	1,777,008	499,182	2,276,190
	1 商工費	1,777,008	499,182	2,276,190
10	教育費	9,102,649	57,817	9,160,466
	2 小学校費	3,973,579	36,680	4,010,259
	3 中学校費	1,393,607	19,382	1,412,989
	4 高等学校費	699,953	910	700,863
	5 幼稚園費	108,745	845	109,590
歳 出 合 計		119,330,572	1,164,191	120,494,763

議案第 68 号

専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 3 年 4 月 23 日 提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

盛岡市市税条例等の一部改正について、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 3 月 31 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市市税条例等の一部を改正する条例

（盛岡市市税条例の一部改正）

第 1 条 盛岡市市税条例（昭和25年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第38条の 2 の 2 第 4 項中「所得税法第 198条第 2 項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「施行令第48条の 9 の 7 の 2 において準用する施行令第 8 条の 2 の 2 に規定する要件を満たす」に改め、「次条第 4 項」の次に「及び第45条の15第 3 項」を加える。

第38条の 2 の 3 第 4 項中「所得税法第 203条の 6 第 6 項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「施行令第48条の 9 の 7 の 3 において準用する施行令第 8 条の 2 の 2 に規定する要件を満たす」に改める。

第45条の14第 1 項第 1 号中「本条，次条第 2 項及び」を「この条，次条第 2 項及び第 3 項並びに」改める。

第45条の15に次の 2 項を加える。

3 第 1 項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に経由すべき退職手当等の支払をする者が施行令第48条の18において準用する施行令第 8 条の 2 の 2 に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第 2 項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提

供を受けた時」とする。

第74条の3第1号及び第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第7条の2の2第3項中「附則第15条第30項第1号イ」を「附則第15条第27項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第30項第1号ロ」を「附則第15条第27項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第30項第1号ハ」を「附則第15条第27項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第30項第1号ニ」を「附則第15条第27項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第30項第2号イ」を「附則第15条第27項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第30項第2号ロ」を「附則第15条第27項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第30項第2号ハ」を「附則第15条第27項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第30項第3号イ」を「附則第15条第27項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第30項第3号ロ」を「附則第15条第27項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第30項第3号ハ」を「附則第15条第27項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第30項」に改め、同条第14項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第15項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改め、同条中第16項を削り、第17項を第16項とし、第18項を第17項とする。

附則第8条の見出し中「平成30年度から平成32年度」を「令和3年度から令和5年度」に改める。

附則第8条の2の見出し中「令和元年度又は令和2年度」を「令和4年度又は令和5年度」に改め、同条第1項中「令和元年度分又は令和2年度分」を「令和4年度分又は令和5年度分」に改め、同条第2項中「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」を「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第9条の前の見出し中「平成30年度から平成32年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同条第1項中「平成30年度から平成32年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から平成32年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から平成32年度」を「令和3年度から令和5年度」に改める。

附則第10条中「平成30年度から平成32年度」を「令和3年度から令和5年度」に、「平成30年法律第3号」を「令和3年法律第7号」に、「平成30年改正法」を「令和3年改正法」に改める。

附則第11条の見出し中「平成30年度から平成32年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同条中「平成30年度から平成32年度」を「令和3年度から令和5年度」に、「」に」を「。以下この項において同じ。」に、「を当該農地」を「(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)を当該農地」に改める。

附則第12条の3中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加え、「令和3年3月31日」を「令

和3年12月31日」に改める。

附則第12条の4第2項中「同条第2項」の次に「又は第3項」を、「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第13条の2第2項中「、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第3項及び第4項中「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削る。

附則第15条第1項中「平成30年度から平成32年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同条第2項中「平成33年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第15条の3中「第13項、第18項、第20項、第22項、第24項、第29項、第37項から第39項まで、第42項若しくは第44項」を「第10項、第15項、第17項、第19項、第21項、第26項、第33項から第35項まで、第37項若しくは第39項」に改める。

附則第16条の見出し中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改める。

附則第17条の前の見出し中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、「加算した額」の次に「（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

附則第17条の2第1項及び第2項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第3項及び第4項中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改める。

附則第17条の3中「平成30年度から平成32年度」を「令和3年度から令和5年度」に、「平成30年改正法」を「令和3年改正法」に改める。

附則第18条の見出し中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に、「」に」を「。以下この項において同じ。）に」に、「を当該農地」を「（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）を当該農地」に改める。

附則第38条第2項中「平成33年度」を「令和8年度」に改める。

附則第42条に次の1項を加える。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「平成45年度」とあるのは「令和17年度」と、「平成33年」とあるのは「令和4年」とする。

(盛岡市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)



第2条 盛岡市市税条例等の一部を改正する条例（令和元年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち盛岡市市税条例附則第13条の2第1項を改め、同条に1項を加える改正規定中「第5項」を「第8項」に、「改め」を「改め、同条第3項中「この項及び次項」を「この条」に改め」に、「1項」を「4項」に改め、同改正規定に次のように加える。

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第75条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第75条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2条のうち盛岡市市税条例附則第13条の3第1項の改正規定中「第5項」を「第8項」に改める。

第3条 盛岡市市税条例等の一部を改正する条例（令和2年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち盛岡市市税条例第45条の5第10項の改正規定中「第321条の8第52項」を「第321条の8第60項」に、「同条第52項」を「同条第60項」に改め、同条第16項の改正規定中「第321条の8第61項」を「第321条の8第69項」に改める。

第2条のうち盛岡市市税条例第45条の6第4項の改正規定中「又は第31項」に」の次に「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に」を加える。

第2条のうち盛岡市市税条例第45条の7の2第4項から第6項までを削る改正規定中「第45条の7の2第4項」を「第45条の7の2第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項」に改める。

第2条中盛岡市市税条例附則第3条の2第2項の改正規定の次に次のように加える。

附則第3条の3第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

##### (市民税に関する経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の盛岡市市税条例（以下「新条例」という。）第38条の2の2第4項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った第1条の規定による改正前の盛岡市市税条例（次項において「旧条例」という。）第38条の2の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。
- 3 新条例第38条の2の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第38条の2の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第38条の2の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第38条の2の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第38条の2の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

##### (固定資産税に関する経過措置)

- 4 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 5 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第41項に規定する中小事業者等（以下「中小事業者等」という。）が取得（同項に規定する取得をいう。以下同じ。）をした同項に規定する機械装置等（以下「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同項に規定するリース取引（以下「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同項に規定する先端設備等に該当する機械装置等

を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。) に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

- 6 新条例の規定は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 7 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 8 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第 69 号

専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 3 年 4 月 23 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めためたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 4 月 12 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める  
条例等の一部を改正する条例

（盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第 1 条 盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第50号）の一部を次のように改正する。

第 210条第 1 項中「「特例介護給付費」」を「「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」」に改める。

（盛岡市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第 2 条 盛岡市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第51号）の一部を次のように改正する。

附則中第39項を第44項とし、第38項を第43項とし、第37項を第42項とする。

附則第36項の前の見出しを削り、同項を附則第41項とし、同項の前に見出しとして「（廊下幅の経過措置）」を付する。

附則中第35項を第40項とする。

附則第34項の前の見出しを削り、同項を附則第39項とし、同項の前に見出しとして「（ブザー又はこれに代わる設備の経過措置）」を付する。

附則中第33項を第38項とし、第32項を第37項とし、第31項を第36項とする。

附則第30項の前の見出しを削り、同項を附則第35項とし、同項の前に見出しとして「（居室面積の経過措置）」を付する。

附則中第29項を第34項とし、第28項を第33項とする。

附則第27項中「第31条及び第32条」を「及び第31条」に、「第31条第2項中「又は就労移行支援」とあるのは「就労移行支援」を「第31条第2項中「又は就労継続支援B型」とあるのは「」に改め、「第32条中「又は就労移行支援」とあるのは「就労移行支援又は就労継続支援B型」と」を削り、同項を附則第32項とする。

附則中第26項を第29項とし、同項の次に次の2項を加える。

(運営規程)

30 経過指定障害者支援施設は、就労継続支援A型を提供する場合には、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 利用者に対して提供する就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 利用者に対して提供する就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び附則第15項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間
- (7) 通常の事業の実施地域
- (8) サービスの利用に当たっての留意事項
- (9) 緊急時等における対応方法
- (10) 非常災害対策
- (11) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (12) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (13) その他運営に関する重要事項  
(厚生労働大臣が定める事項の評価等)

31 経過指定障害者支援施設は、就労継続支援A型を提供する場合には、おおむね1年に1回以上、基準省令附則第13条の3の厚生労働大臣が定める事項について、同条の厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

附則中第25項を第28項とする。

附則第24項の前の見出しを削り、同項を附則第27項とし、同項の前に見出しとして「(職場への定着のための支援等の実施)」を付する。

附則中第23項を第26項とする。

附則第22項の前の見出しを削り、同項を附則第25項とし、同項の前に見出しとして「(求職活

動の支援等の実施)」を付する。

附則中第21項を第24項とする。

附則第20項の前の見出しを削り、同項を附則第23項とし、同項の前に見出しとして「(実習の実施)」を付する。

附則中第19項を第22項とし、第18項を第21項とする。

附則第17項中「附則第19項」を「附則第22項」に改め、同項を附則第20項とする。

附則第16項の前の見出しを削り、同項を附則第19項とし、同項の前に見出しとして「(工賃の支払等)」を付する。

附則第15項中「附則第13項」を「附則第15項」に改め、同項を附則第17項とし、同項の次に次の1項を加える。

18 賃金及び附則第15項に規定する工賃の支払に要する額は、原則として、自立支援給付をもって充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

附則中第14項を第16項とし、第13項を第15項とする。

附則第12項の前の見出しを削り、同項を附則第13項とし、同項の前に見出しとして「(賃金等)」を付し、同項の次に次の1項を加える。

14 経過指定障害者支援施設は、就労継続支援A型を提供する場合には、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

附則第11項の次に次の1項を加える。

12 経過指定障害者支援施設は、就労継続支援A型を提供する場合における就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、利用者の要望を踏まえたものとしなければならない。

(盛岡市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 盛岡市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第55号)の一部を次のように改正する。

附則中第35項を第39項とし、第34項を第38項とする。

附則第33項の前の見出しを削り、同項を附則第37項とし、同項の前に見出しとして「(廊下の経過措置)」を付する。

附則中第32項を第36項とし、第31項を第35項とし、第30項を第34項とする。

附則第29項の前の見出しを削り、同項を附則第33項とし、同項の前に見出しとして「(居室面積の経過措置)」を付する。

附則中第28項を第32項とし、第27項を第31項とし、第26項を第30項とする。

附則中第25項を第28項とし、同項の次に次の1項を加える。

(厚生労働大臣が定める事項の評価等)

29 経過的障害者支援施設は、就労継続支援A型を提供する場合には、おおむね1年に1回以上、基準省令附則第13条の2の厚生労働大臣が定める事項について、同条の厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

附則中第24項を第27項とする。

附則第23項の前の見出しを削り、同項を附則第26項とし、同項の前に見出しとして「(職場への定着のための支援等の実施)」を付する。

附則中第22項を第25項とする。

附則第21項の前の見出しを削り、同項を附則第24項とし、同項の前に見出しとして「(求職活動の支援等の実施)」を付する。

附則中第20項を第23項とする。

附則第19項の前の見出しを削り、同項を附則第22項とし、同項の前に見出しとして「(実習の実施)」を付する。

附則中第18項を第21項とし、第17項を第20項とする。

附則第16項中「附則第18項」を「附則第21項」に改め、同項を附則第19項とする。

附則第15項の前の見出しを削り、同項を附則第18項とし、同項の前に見出しとして「(工賃の支払等)」を付する。

附則第14項中「附則第12項」を「附則第15項」に、「附則第7項」を「附則第8項」に改め、同項を附則第17項とする。

附則第13項中「附則第7項」を「附則第8項」に改め、同項を附則第16項とする。

附則第12項中「附則第7項」を「附則第8項」に改め、同項を附則第15項とする。

附則第11項の前の見出しを削り、同項中「附則第7項」を「附則第8項」に改め、同項を附則第13項とし、同項の前に見出しとして「(賃金等)」を付し、同項の次に次の1項を加える。

14 経過的障害者支援施設は、就労継続支援A型を提供する場合には、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

附則中第10項を第11項とし、同項の次に次の1項を加える。

12 経過的障害者支援施設は、就労継続支援A型を提供する場合における就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、利用者の要望を踏まえたものとしなければならない。

附則第9項の前の見出しを削り、同項を附則第10項とし、同項の前に見出しとして「(就労)」を付する。

附則中第8項を第9項とする。

附則第7項の前の見出しを削り、同項を附則第8項とし、同項の前に見出しとして「(雇用契

約の締結等) 」を付する。

附則第6項の次に次の1項を加える。

(運営規程)

7 経過的障害者支援施設は、就労継続支援A型を提供する場合には、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 利用者に対して提供する就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 利用者に対して提供する就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び附則第15項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間
- (7) 通常の事業の実施地域
- (8) サービスの利用に当たっての留意事項
- (9) 緊急時等における対応方法
- (10) 非常災害対策
- (11) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (12) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (13) その他運営に関する重要事項

(盛岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第4条 盛岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和2年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第6条第5項中「第2項」を「前2項」に改める。

第7条第7項中「及び第4項第1号」を「第4項第1号及び次項」に改める。

第79条第5項中「第2項」を「前2項」に改める。

(盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（令和3年条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則第13項中「基準該当放課後等デイサービス支援」を「基準該当放課後等デイサービス」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。